

■軒裏換気部材対応表(製品別)

製品名	ep120軒ゼロ	1 イーブプロテクター	2 ep45軒ゼロ	3 ep45軒ゼロSII	
写真					
製品ページ	P099	P139	P105	P115	
認定番号	QF120RS-0449	QF060RS-0022 QF060RS-0022-1	QF045RS-0184-1	QF045RS-0256-1	
防火認定					
軒の出寸法	50mm以下	1000mm以下*	51mm以上	13~18mm	
軒の出形状					
軒仕様 取付位置					
軒アリ 軒材 軒ゼロ 鼻隠し (破風)	厚み対応	鼻隠し: 指定なし	鼻隠し: 指定なし 軒天材: 12mm以上	鼻隠し: 16mm以上	鼻隠し: 指定なし
	材料	指定なし	●ニチハ(株): パルプ繊維混入セメント板 NM-3010、NM-3011 ●神島化学工業(株): 繊維混入けい酸カルシウム板 NM-2075、NM-8578、 NM-8579	ニチハ(株): 繊維混入セメントけい酸 カルシウム押出成形板 NM-2098	指定なし

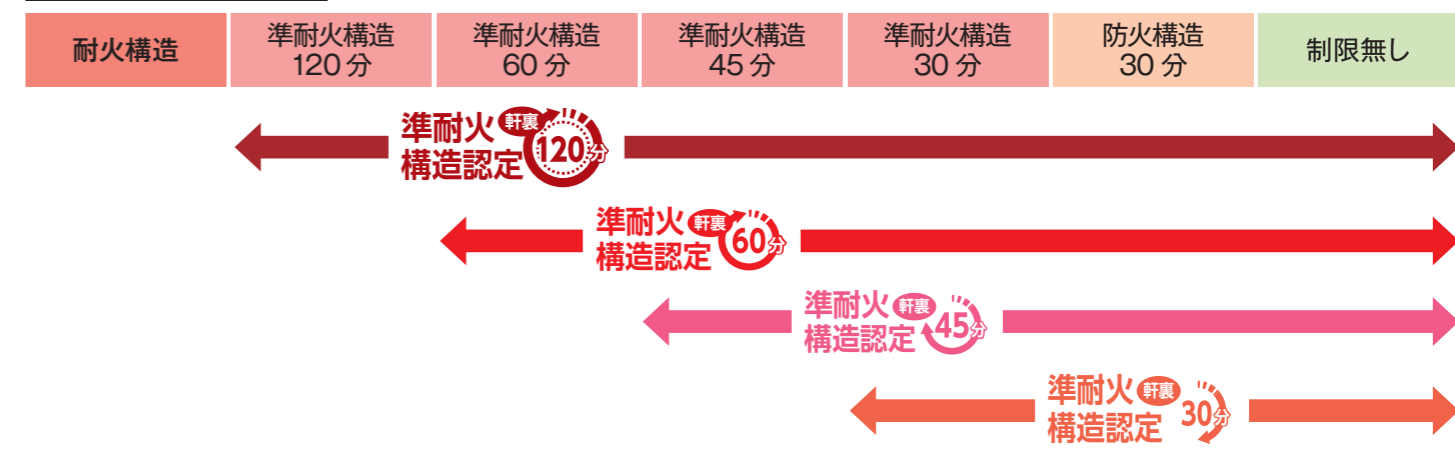
4 ep45軒ゼロSG	5 SEV-15FD	6 ep30軒アリK	7 ep30軒アリNK	8 ep30軒アリNB			
P127	P049	P203	P221	P237			
QF045RS-0295	QF045RS-0402	①…QF030RS-0309-1 ②…QF030RS-0343 ③…QF030RS-0416	①…QF030RS-0310 ②…QF030RS-0312	QF030RS-0343			
28mm	40mm以下	2000mm以下	2000mm以下	2000mm以下			
鼻隠し: 指定なし	鼻隠し: 指定なし	①…軒天材: 12mm ②…軒天材: 8~12mm ③…軒天材: 12mm	軒天材: 12mm	軒天材: 8mm			
指定なし	指定なし	①…神島化学工業(株): 繊維混入けい酸カルシウム板 NM-8578、NM-8579 ②…エヌビーエル(株): スラグせっこう板 NM-8314、NM-8315 ③…ニチハ(株): パルプ繊維混入セメント板 NM-3010	①…ニチハ(株): パルプ繊維混入セメント板 NM-3010 ②…神島化学工業(株): 繊維混入けい酸カルシウム板 NM-8578、NM-8579	エヌビーエル(株): スラグせっこう板 NM-8314、NM-8315			

■その他軒裏換気部材(非防火品)

製品名	9 em軒アリ8	10 イーヴスベツ各種	11 SEV各種	12 L型通気ライナー各種	13 REV-15		
写真							
製品ページ	P249	P151	P051 / P071	P187 / P195	P027		
軒の形状							
軒仕様 取付位置							

・耐防火構造の認定を使用するには、木製下地・軒天材を含む仕様に制限があります。必ず各製品の認定書や施工説明書をご確認の上、指示通りに行ってください。
 それ以外の施工は、大臣認定対象外となりますので、ご注意ください。
 ・耐火建築物へは使用しないで下さい。建築基準法の規制を受けます。
 ※軒の出寸法は外壁材表面から、鼻隠し仕上材裏面までの水平距離寸法になります。イーヴプロテクターのみ、外壁材表面から鼻隠し仕上材表面までの水平距離寸法になります。

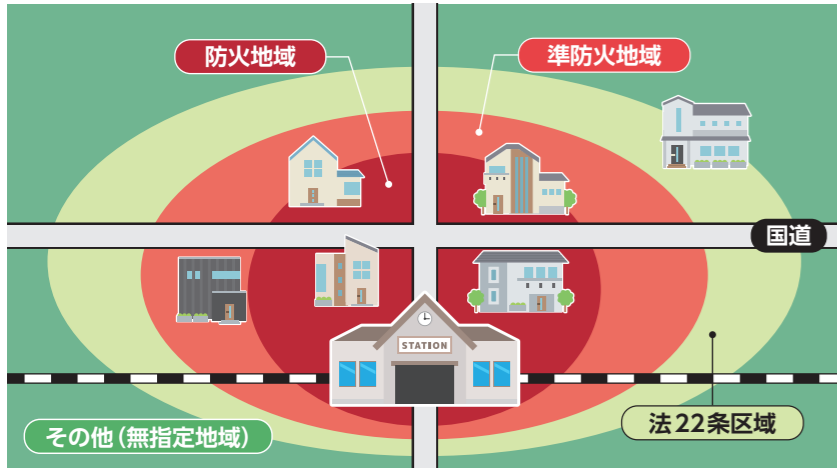
■防火認定対応範囲



■省令準耐火構造について

省令準耐火構造とは、建築基準法で定める準耐火構造に準ずる防火性能を持つ構造として、住宅金融支援機構(フラット35)が定める基準に適合する住宅構造をいいます。
 省令準耐火構造…木造軸組工法・枠組壁工法共に外壁及び軒裏は、防火構造とする。(建築基準法第2条8号に規定する構造をいう。)
 軒裏については防火構造を求めているが、換気部材には、制限はありません。(軒裏を防火構造とした上で、換気のために必要な換気口を空けて換気部材を取り付けることについて、特に制限は無いという趣旨です。)したがって、**当社非防火品の躯体換気部材も、省令準耐火構造での使用が可能です。**ただし、法令上の制約があれば、それに従ってください。

建築基準法に関わる建築制限について



地域の制限

都市計画には当該都市計画について、防火地域・準防火地域を定めてますが、これは市街地における火災の危険を防除するために定める地域です。特定行政庁は防火地域・準防火地域以外の市街地について、建築基準法 22 条を適用するための区域を指定する場合がありますが、これを法 22 条区域と一般的に称しています。また、防火地域、準防火地域、法 22 条区域以外の地域は無指定地域となります（例外を除く）。

防火地域

防火地域とは、都市計画法第9条 21 項において、「市街地における火災の危険を防除するため定める地域」として、建築基準法および同法施行令において具体的な規制が定められた地域です。最も厳しい防火上の規制が行われています。3階建以上または、延べ床面積が 100 m²を超える建築物は耐火建築物とし、2階建て以下かつ延べ床面積が 100 m²以下の建築物は準耐火建築物以上としなければなりません。（ただし、適用除外される建築物もあります。）

準防火地域

準防火地域とは、都市計画法第9条 21 項において、「市街地における火災の危険を防除するため定める地域」として、建築基準法および同法施行令において具体的な規制が定められた地域です。防火地域の外側にあり建物が密集しており、火災が発生した場合に危険となる地域、防火地域より緩やかな規制があります。4階建て以上または、延べ面積が 1500 m²を超える建築物は耐火建築物とし、3階建て以下かつ延べ床面積が 500 m²を越えて 1500 m²以下の建築物は準耐火建築物以上としなければなりません。（ただし、他の規定や適応除外される建築物もあります。）

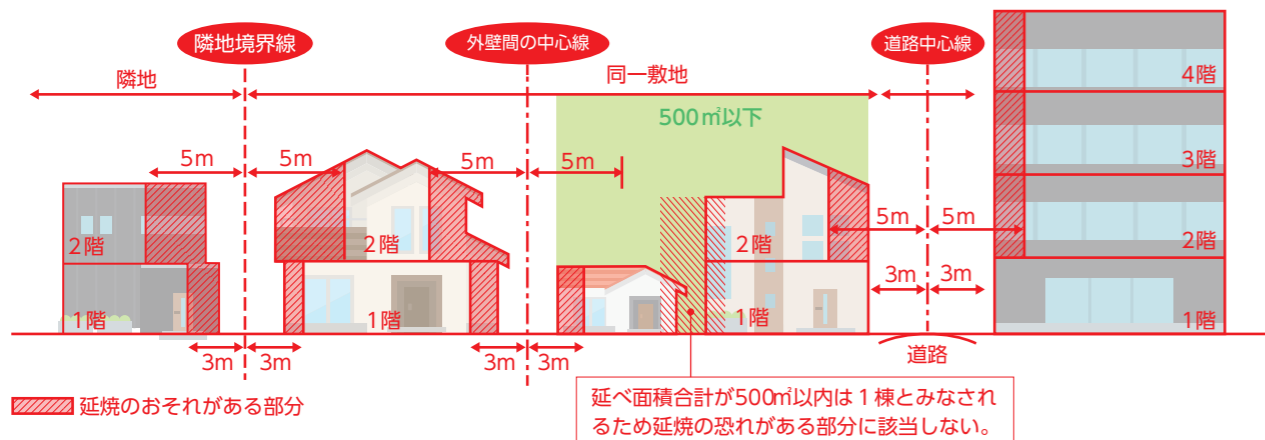
法 22 条区域

法 22 条区域とは、防火地域及び準防火地域以外の地域について特定行政庁が指定する区域で、これは広域的な防火対策を図るために、建築物の屋根を不燃材料で造るか、またはふくこと等を義務つけた区域で、都市計画区域内では、ほとんどが対象とされています。

- 「不燃材料で造る」…瓦等の屋根ふき材のほか野地板、垂木等の屋根下地までを含めて不燃材料で造ること
- 「不燃材料でふく」…屋根下地材料である野地板、垂木等は不燃材料の制限はなく、ふき材のみを不燃材料にすればよい

延焼の恐れがある部分 (建築基準法 2 条 6 号)

延焼の恐れのある部分とは、隣地境界線、道路中心線、同一敷地内の 2 以上の建物相互の外壁間の中心線から、1階部分では 3m 以下、2階以上では 5m 以下の建物部分が、それぞれ延焼の恐れのある部分となります。ただし、同一敷地内に 2 以上の建物があり、面積の合計が 500 m²以内の場合は 1 つの建物とみなし外壁相互から延焼の恐れのないものとします。また、防火上有効な公園、広場、川、その他耐火構造の壁などに面する場合も同じです。



■軒裏換気部材対応表 (構造別)

- 1…イーヴプロテクター
- 2…ep45軒ゼロ
- 3…ep45軒ゼロSII
- 4…ep45軒ゼロSG
- 5…SEV-15FD
- 6…ep30軒アリK
- 7…ep30軒アリNK
- 8…ep30軒アリNB
- 9…em軒アリ8
- 10…イーヴスベント各種
- 11…SEV各種
- 12…L型通気ライナー各種
- 13…REV-15

用途	地域	階数	延べ床面積 m ²	延焼のおそれ	要求される構造	軒仕様	使用可能 当社軒裏換気部材
戸建住宅	防火地域	3 以上	—	—	耐火構造	軒アリ・軒ゼロ	—
		1・2	100m ² 超	—	耐火構造	軒アリ・軒ゼロ	—
			100m ² 以下	延焼の恐れがある部分	準耐火構造 (45分)	軒アリ	1
		延焼の恐れがない部分		準耐火構造 (30分)	軒アリ	1 6 7 8	
	準防火地域	4 以上	—	—	耐火構造	軒アリ・軒ゼロ	—
		3	500m ² 以下	木造 3 階建 戸建住宅仕様 延焼の恐れがある部分もない部分も同じ	防火構造 (30分) ^{※1}	軒アリ	1 6 7 8
				軒ゼロ	1 2 3 4 5		
	1・2	500m ² 以下	延焼の恐れがある部分 延焼の恐れがない部分は制限なし	防火構造 (30分)	軒アリ	1 6 7 8	
	軒ゼロ					軒ゼロ	1 2 3 4 5
		その他(無指定地域) 法22条区域	1・2・3	1000m ² 以下	—	制限無し	軒アリ
軒ゼロ	1 2 3 4 5 10 11 12 13						
共同住宅	防火地域	3 以上	—	—	耐火構造	軒アリ・軒ゼロ	—
		1・2	100m ² 以下	延焼の恐れがある部分	準耐火構造 (45分)	軒アリ	1
				軒ゼロ	1 2 3 4 5		
		100m ² 以下	延焼の恐れがない部分	準耐火構造 (30分)	軒アリ	1 6 7 8	
	軒ゼロ		1 2 3 4 5				
	準防火地域	4 以上	—	—	耐火構造	軒アリ・軒ゼロ	—
		3	1500m ² 以下	木造 3 階建 共同住宅仕様 延焼の恐れがある部分もない部分も同じ	準耐火構造 (60分) ^{※2}	軒アリ・軒ゼロ	1
				軒ゼロ	—		
	1・2	500m ² 以下	延焼の恐れがある部分 延焼の恐れがない部分は制限なし	防火構造 (30分) ^{※3}	軒アリ	1 6 7 8	
	軒ゼロ					軒ゼロ	1 2 3 4 5
その他(無指定地域) 法22条区域		1・2	1000m ² 以下	—	制限無し ^{※3}	軒アリ	1 6 7 8 9 10 11 13
	軒ゼロ					1 2 3 4 5 10 11 12 13	

・建築基準法を基に、一部抜粋して表を作成しております。詳細については建築基準法および各種法令をご確認下さい。
 ・高さが 16M を超える建築物は耐火構造となります。
 ・個別の建築計画における法適合性の判断については、建築確認申請時に建築主または指定確認検査機関にご確認下さい。
 ・表以外の内容については、建築基準法をご確認下さい。
 ※1 準防火地域内、木造 3 階建建築物の軒裏構造は、外部の全周を防火構造とします。また、外壁の開口部に対する制限が設けられています。（令元国交告 194）
 上記（令元国交告 194）としない場合は、軒裏構造を 45 分準耐火構造（延焼の恐れがない部分は 30 分準耐火構造）にして下さい。
 ※2 防火地域以外の木造 3 階建共同住宅等の基準になります。（平 27 国交告 255）
 ※3 2 階の住戸面積が 300m²以上の場合、30 分準耐火構造以上の性能が求められます。（建築基準法第 27 条）

(2024年1月現在)